

**武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）**

**検討委員会報告書**

**平成 28 年 2 月**

**武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会**

# 目 次

第1章	はじめに	1
第2章	武蔵野市におけるシニア支え合いポイント制度検討の経緯	2
1	シニア支え合いポイント制度を取り巻く環境	2
(1)	我が国における介護支援ボランティア制度	2
(2)	施設介護サポーター事業	2
2	武蔵野市における検討の経過	3
(1)	武蔵野市地域包括ケアシステム検討委員会報告書	3
(2)	武蔵野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画	3
第3章	シニア支え合いポイント制度の具体的内容	5
1	シニア支え合いポイント制度の基本方針	5
(1)	制度の目的	5
(2)	制度の基本的な考え方	5
(3)	名称と制度実施の流れ	5
2	シニア支え合いポイント制度の運用の検討	7
(1)	実施体制	7
(2)	ポイント付与の仕組み	7
(3)	ポイント還元 of 仕組み	7
3	市の役割	8
4	市民社協の役割	8
5	協力施設・団体の役割	8
第4章	今後の対応方針	9
1	情報の共有化と課題の整理	9
2	制度の本格実施	9
(1)	内容	9
(2)	時期	9
(3)	検討の方法	9
資料編		11
	制度実施にあたってQ&A	
	吉祥寺ホーム（吉祥寺ナーシングホーム）施設介護サポーター研修日程	
	吉祥寺ホーム（吉祥寺ナーシングホーム）における活動ポイントの付与基準	
	地域における支え合いのイメージ	
	研修プログラム（案）	
	関係団体との意見交換会 主な意見	
	市民意見交換会 主な意見	
	パブリックコメントの検討委員会取扱方針	
	武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会設置要綱	
	武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会委員名簿	
	武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会の経過	

## 第1章 はじめに

- 近年の少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少などを背景として、我が国の社会経済情勢については、大きな転換点を迎えており、やがては1.2人の現役世代が1人の高齢者を支える「肩車型」社会が到来すると推計されている。
- 今後のさらなる高齢化の進展に伴って、要介護高齢者などの増加が見込まれていることから、サービス基盤の整備や介護人材の確保など、高齢者分野における国全体として取り組むべき課題は大きい。
- それを受けて、介護保険制度においては制度発足以来の大きな改正が実施され、地域包括ケアシステムの構築と制度の持続可能性の確保のため、予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）の地域支援事業への移行や一定以上の所得者の利用者負担2割化、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用者の中重度者への重点化などが導入された。
- 国の制度改正に的確に対応するとともに、本市における高齢者福祉施策を着実に実施するために、平成27年度を初年度とする「武蔵野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定した。
- その計画において、2025年に向けて武蔵野市が目指す高齢者の姿として、「いつまでもいきいきと健康に」「ひとり暮らしでも」「認知症になっても」「中・重度の要介護状態になっても」住み慣れた地域で生活を継続できるようにすることとしている。
- さらに、「地域包括ケアシステム」を「武蔵野市における2025年へ向けた“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”」と言い換え、従来どおり、市民と行政が一体となった取組みとして推進することとしている。
- また、市民が主体となる地域活動を推進するための個別施策として、「地域支え合いポイント制度（仮称）の検討」が計画に位置づけられ、そのあり方を検討する目的で「武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会」が設置された。
- 制度の名称については、基本方針の中の「名称と制度実施の流れ」（5頁）において記述しているが、制度の名称と内容を一致させてより分かりやすくするために「武蔵野市シニア支え合いポイント制度」とした。
- 4回にわたる議論と市民意見交換会及びパブリックコメントを経て、委員会としての報告書をまとめたので、ここに報告する。今後、この報告書を踏まえて、武蔵野市における社会貢献活動への参加が促進されるとともに、地域の互助の仕組みが推進されることを期待したい。

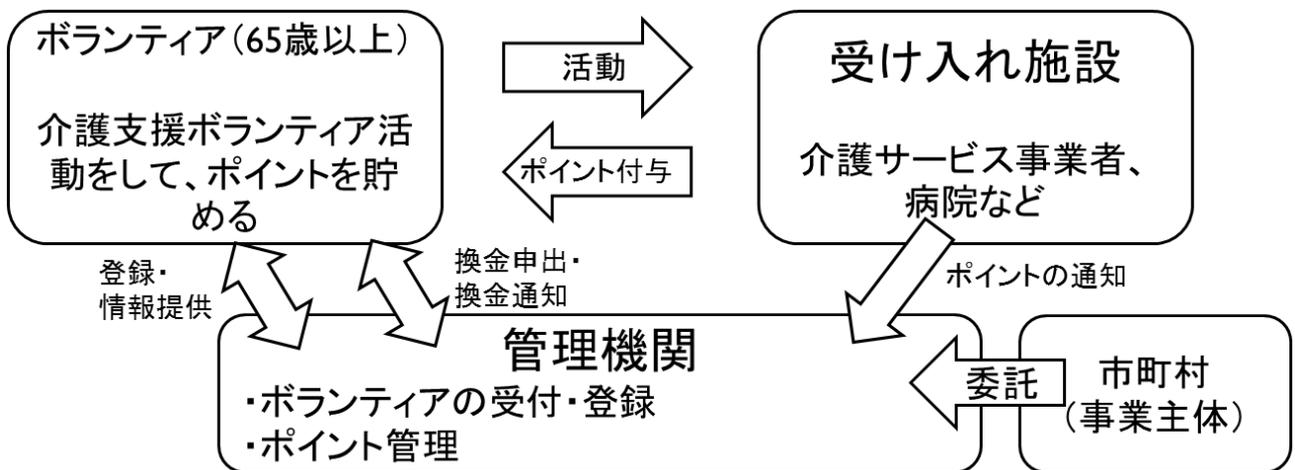
## 第2章 武蔵野市におけるシニア支え合いポイント制度検討の経緯

### 1 シニア支え合いポイント制度を取り巻く環境

#### (1) 我が国における介護支援ボランティア制度

- 介護支援ボランティア制度は、地方自治体が介護支援に関わるボランティア活動を行った高齢者に対し、その活動実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度であり、介護保険制度の枠組みの中で実施することをその原型としている。
- その目的とするところは高齢者の社会参加の促進や介護予防などであるが、市民活動の活性化を図る自治体もあり、多様化傾向が見られる。

<介護支援ボランティア制度のイメージ>



(出典：第1回武蔵野市地域支え合いポイント制度(仮称)検討委員会資料より)

- 我が国で初めてこの制度を導入したのは稲城市であり、平成19年9月よりモデル事業として開始し、平成20年4月に「稲城市介護支援ボランティア制度」として本格実施へ移行した。その後、参入する自治体が続き、現在では多摩26市中7市が、全国では235の自治体が地域の実情に応じた形で実施している。

#### (2) 施設介護サポーター事業

- 施設介護サポーター事業は、高齢者施設の活性化と地域住民の社会参加を目的に、高齢者施設において業務を組織的・定例的にサポートする地域人材を養成し、サポーターが活動できる環境を整えることにある。
- その事業の背景としては、「高齢者施設の人材確保・定着が困難」「今後新たに多くの介護人材が必要」「高齢者施設の業務の中には介護職員でなくても行えるものがある」などがある。

- 本市では、吉祥寺ナーシングホームが平成 20 年度に東京都モデル事業を実施して以降、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設の計 6 施設で実施し、現在施設介護サポーターとして 180 名ほどが登録されており、趣味活動の手伝いや利用者の話し相手などの活動を行っている。（資料編 13 頁を参照）

## **2 武蔵野市における検討の経過**

### **(1)武蔵野市地域包括ケアシステム検討委員会報告書**

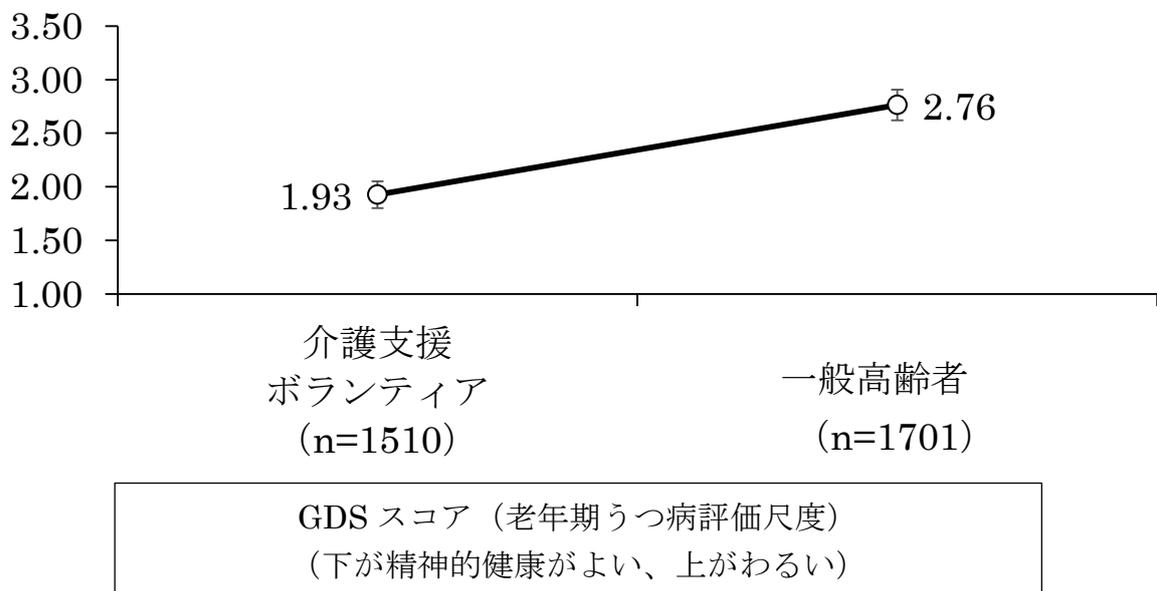
- 平成 23 年 6 月の介護保険法改正に伴い、同法第 5 条第 3 項に地域包括ケアの推進について明記された。
- また、平成 25 年 8 月の社会保障制度改革国民会議報告書において、自助・共助・公助の最適な組み合わせ、医療と介護の連携と「地域包括ケアシステム」というネットワークの構築などについて記述された。
- それらを受けて、平成 26 年 3 月に本市における地域包括ケアシステムの基本的な考え方や推進に向けた課題整理と今後の方向性などを整理した「武蔵野市地域包括ケアシステム検討委員会報告書」が公表された。
- その中で、高齢者のマンパワーの活用や予防事業への参加促進策の検討において、「元気な高齢者の地域・福祉活動への参加を促進するために、例えば地域支え合いポイント制度（仮称）をつくり、介護施設等での活動を行った場合にポイントが付与され、そのポイントを活動した高齢者に還元できるようにする。ポイントの用途として、例えば、自身が対価的に受け取ったり、他の講座等の参加費として使ったりできるほか、NPO 活動に寄付することで社会貢献できるなど、複数の選択肢を用意し、高齢者が社会参加し活躍できるインセンティブが働く仕組みを検討する。」と記載された。
- さらに「ポイント制度の実施にあたっては、健康寿命の延伸と地域貢献化、また介護保険料を払っているがサービスを利用していない被保険者への還元として、対象者は 65 歳以上の方とし、活動実態の確認やポイントの付与等の管理を効率的に行うために、当面は施設内での活動に限定することが適当と考える。」とされた。

### **(2)武蔵野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画**

- 本市においても、今後 10 年間で団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護者の増加が見込まれている一方、生産年齢人口は要介護者の増加ほど増えないことから、担い手不足が発生することも予想されており、介護の専門職だけでなく、地域住民や他分野の人材・サービスの参加も得て、まさに“まちぐるみ”の“支え合い”の仕組みをつくることが課題となってくる。
- 平成 27 年 3 月に平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間を計画期間とする「武蔵野市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」を策定した。

- 計画のサブタイトルに「～まちぐるみの支え合い(地域包括ケア)の推進に向けて～」を掲げて、本市における地域包括ケアの推進に向けての取組みを強化していくことについて明確化した。
- その中で、武蔵野市ならではの共助・互助の取組みを推進するための個別施策について、ポイント制度の検討を掲げ、「介護予防や健康寿命の延伸を目的として、高齢者の社会参加・社会貢献活動への参加のインセンティブを高めるとともに、地域の互助の仕組みを推進するために、地域支え合いポイント制度(仮称)の創設を検討します。」と記載した。

## 介護支援ボランティア活動者と精神的健康



出典：「地域での活動と健康に関する調査<sup>\*1</sup>」(YLS Wave1) の再分析

- 「武蔵野市地域包括ケアシステム検討委員会報告書」及び「武蔵野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、平成27年7月に本市におけるポイント制度のあり方を検討する目的で武蔵野市地域支え合いポイント制度(仮称)検討委員会が設置されることとなった。

<sup>\*1</sup> 国際長寿センター編,2014『平成25年度プロダクティブ・エイジング(生涯現役社会)の実現に向けた取り組みに関する国際比較研究報告書』

## 第3章 シニア支え合いポイント制度の具体的内容

### 1 シニア支え合いポイント制度の基本方針

#### (1) 制度の目的

- 介護予防や健康寿命の延伸のため、高齢者の社会参加・社会貢献活動への参加のインセンティブを高めるとともに、地域の互助の仕組みを推進することにある。また、介護職がその専門性を生かした本来業務に集中できる側面もある。さらに、専門職ではない人がかかわることによるケアの質の向上も期待される。

#### (2) 制度の基本的な考え方

- 本制度の実施により、全ての地域福祉活動及びボランティア活動などの人的充足が図られるものではなく、むしろ、そのような活動へ参加するきっかけ作りや本市における福祉人材のすそ野を広げることが制度の主旨であると考え。 (資料編 14 頁を参照)
- 検討委員会での議論で最も多かった意見が、ポイント付与の対象者について、高齢者に限らず、若い世代の方たちを始め、幅広い年齢層を対象とすべきというものであった。
- 赤十字奉仕団、地域福祉活動推進協議会、コミュニティ研究連絡会、市内高齢者施設との意見交換会でも、同様の意見が多く寄せられた。(資料編 15 頁を参照)
- そもそも、制度の目的は介護予防や健康寿命の延伸のため、高齢者の社会参加・社会貢献活動への参加のインセンティブを高めるとともに、地域の互助の仕組みを推進することにある。
- 介護保険財源を活用して実施する介護予防事業であり、介護保険法において介護予防事業の対象者は第1号被保険者と規定されている。(資料編 12 頁を参照)
- このため、まずは試行段階として、制度の着実な実施と高齢者の社会参加・社会貢献活動への参加のインセンティブを高めることに焦点を絞り、ポイント付与の対象者は65歳以上の高齢者とする。

#### (3) 名称と制度実施の流れ

- 制度の名称と内容を一致させてより分かりやすくするために、名称については、「武蔵野市シニア支え合いポイント制度」として実施する必要があると考える。
- さらに次のステップとして、対象施設などを拡大して実施する。
- その後、実施状況を検証しながら課題を整理したうえで、検討委員会などでも議論となったポイント付与対象年齢、活動範囲の拡大、制度名称の変更を視野に入れながら、第六期長期計画期間中の本格実施に向けた検討を行う。

### 制度実施の流れ図(試行実施～拡大実施～本格実施)

	28	29	30	31	32	33	34	
年度	第五期長期計画・調整計画							
	策定期間			第六期長期計画(～41年度)				
	高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画		高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画			高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画		
	試行実施		拡大実施			本格実施		
対象	65歳以上の市民 (介護保険第1号被保険者)		65歳以上の市民 (介護保険第1号被保険者)			65歳以上の市民 (介護保険第1号被保険者) ②その他の年齢(今後検討)		
活動 範囲	<b>【共通事項】</b> ・協力施設・団体が定めた活動 ・活動にかかわる講習会 ・施設が活動実績を把握することが可能な活動 ・賃金や報酬の支払われていない活動 ・専ら近親者のための活動は除く							
	①施設介護サポーター事業をしている高齢者施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護、通所リハビリテーション)での活動  ②地域福祉活動推進協議会が行う地域でのボランティア活動	①高齢者施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症グループホーム、テンミリオンハウスなど)での活動  ②地域福祉活動推進協議会が行う地域でのボランティア活動  ③市及び関係団体が行う高齢者対象の事業(在宅サービスを含む)を支援する活動	①高齢者施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症グループホーム、テンミリオンハウスなど)での活動  ②地域福祉活動推進協議会が行う地域でのボランティア活動  ③市及び関係団体が行う高齢者対象の事業(在宅サービスを含む)を支援する活動  ④その他の活動(今後検討)					

## 2 シニア支え合いポイント制度の運用の検討

### (1)実施体制

- 制度実施に際しては、市内のボランティア活動や地域福祉活動などの現場を熟知している社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（以下、「市民社協」という。）へ事業委託して実施することが適切である。
- 協力施設・団体になることを希望する施設・団体は市と協定書を締結することが必要である。

### (2)ポイント付与の仕組み

- 協力施設・団体が市及び市民社協と協議のうえ、あらかじめポイント付与対象基準により対象となる活動を定める。
- 制度利用希望者はあらかじめ市民社協の実施する半日程度の説明会兼研修を受講して、登録の完了後にポイント手帳（仮称）が交付される。（現時点で想定している研修カリキュラムは資料編 14 頁を参照。）
- ポイント付与対象者が協力施設・団体と直接調整のうえ、協力施設・団体が定めたポイント付与対象活動に参加した場合にポイントが付与される。
- 概ね1時間の活動につき1ポイントを付与することを原則とするが、活動内容によっては配慮を要する。
- 1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合、1日最大2ポイントまで付与する。

### (3)ポイント還元の仕組み

- ポイント付与対象者が指定された期間中に市民社協への申請により、ポイントを還元する。
- 申請の際には、所定の申請書とポイント手帳（仮称）の提出を必須とする。
- 還元にあたり、介護保険料の滞納がないことを要件とする。
- 1ポイントあたり100円相当で換算し、1年間の還元総額は5,000円相当額とする。また、各ポイントの還元相当額は以下のとおりとする。

必要ポイント数	ポイント還元相当額
10ポイント	1,000円
20ポイント	2,000円
30ポイント	3,000円
40ポイント	4,000円
50ポイント	5,000円

- ポイント還元は図書カード・商品券・寄付などの選択制とする。
- 市民社協に地域福祉活動支援を目的とした基金を創設し、寄付を選択した場合は同基金への寄付とする。また、基金の活用には、適正に審査したうえでボランティア団体や市民活動団体の行う事業の助成への財源として活用し、成果は寄付者等に報告する。
- ポイント還元相当額に満たない端数ポイント（9ポイント以下）については、翌年度への繰り越しを可能とする。ただし、ポイントの第三者への譲渡は認めない。

### **3 市の役割**

- 市の役割としては以下のとおりとする。
  - (1) 制度全体のマネジメント
  - (2) 財源の負担
  - (3) 協力施設・団体との協定書の締結及び検証
  - (4) 制度の周知

### **4 市民社協の役割**

- 市民社協の役割としては以下のとおりとする。
  - (1) 利用者への説明会兼研修の実施
  - (2) 利用者の登録
  - (3) 活動実績の把握
  - (4) ポイントの還元手続・管理
  - (5) 制度の周知

### **5 協力施設・団体の役割**

- 協力施設・団体の役割としては以下のとおりとする。
  - (1) 利用者の受入
  - (2) 研修の実施
  - (3) 利用者の活動把握
  - (4) 利用者へのポイント付与
  - (5) 利用者のポイント実績管理
  - (6) 必要に応じて利用者への名札・被服等貸与

## 第4章 今後の対応方針

### 1 情報の共有化と課題の整理

- 試行実施期間中に市、市民社協、学識経験者、協力施設・団体から構成される「武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設置して、情報の共有化を図るとともに制度の本格実施に向け実施状況の検証や課題を整理する。

### 2 制度の本格実施

#### (1) 内容

- 拡大実施以降、制度の広がりや利用状況などを検証し、本格実施に向けた必要な検討を実施しながら、全庁的な調整と市の計画への位置づけなどを行う。
- 主な検討項目としては、検討委員会の中でも議論となったポイント付与対象者の年齢要件や対象活動の範囲、他の互助活動との連携などが挙げられる。

#### (2) 時期

- 平成 30 年度以降の拡大実施から、一定の期間が経過していることが必要であるが、ポイント付与対象者や対象活動の拡大の可能性を考慮に入れると、第六期長期計画（平成 32 年度から平成 41 年度）への位置づけが必要であろう。
- このため、見直しを行うタイミングとしては、第六期長期計画の策定期間（平成 30 年度から平成 31 年度）を考慮に入れる必要がある。

#### (3) 検討の方法

- 協議会における課題の整理などを踏まえて、市と市民社協は、制度の本格実施に向けた必要な検討を行う。

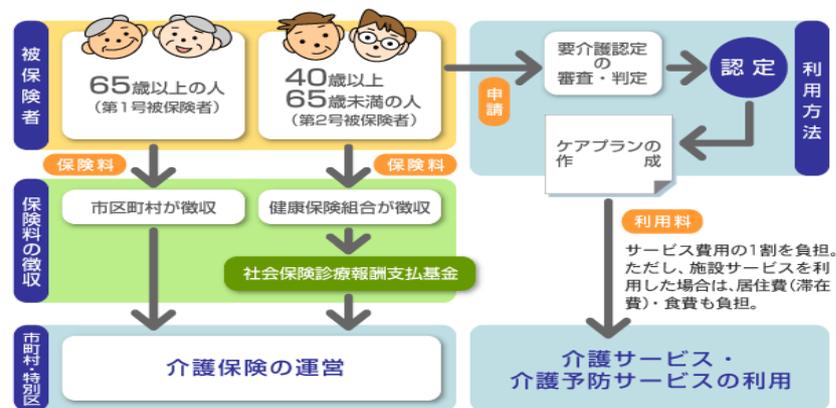


# 資料編

## 制度実施にあたってQ&A

### ① 事業の基となる財源は何か。

介護保険財源を使用します。



### ②なぜ、当面の実施対象を65歳以上に限定するのか。

介護保険法第115条の45第1項ニより、介護予防事業の対象者は第1号被保険者に限ると規定されているため、対象者は第1号被保険者である65歳以上とします。

(参考) 介護保険法 (平成九年十二月十七日法律第百二十三号)

(地域支援事業)

第百十五条の四十五 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 (略)

二 被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。）

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

## 吉祥寺ホーム(吉祥寺ナーシングホーム)施設介護サポーター研修日程

1日目			2日目			3日目		
オリエンテーション	30分	施設職員(担当者)	講義4:座学			講義6:座学+実技		
講義1:座学 武蔵野市における高齢者福祉(介護保険・施設について)	120分	武蔵野市高齢者支援課	認知症への理解 認知症とは 認知症の高齢者への声かけや対応について	120分	地域で活動している団体の代表者	車椅子の使用 ・車椅子の機能の説明 ・操作の理解 ・実際の乗車と介助	150分	施設職員(フロア主任等)
講義2:座学 社会福祉の理念(高齢者の尊厳・高齢者虐待防止・個人情報取り扱いなど)	90分	施設職員(施設長)	講義5:座学+実技			講義7:座学+実技		
講義3:座学 高齢者の理解(高齢者の特性・感染症対策・リスクマネジメントなど)	90分	施設職員(施設長)	高齢者擬似体験 ・視覚障害 ・手や足の麻痺の感覚	180分	施設職員(フロア主任等)	嚥下の理解 ・高齢者の嚥下機能について ・飲食の際や、その介助時の注意点 ・実際の介助方法	150分	施設職員(フロア主任等)

- 講義1～4までは、それだけの受講も可能。ただし、介護サポーターとして登録するには全日受講を前提としている
- 一度に受講することが難しい場合には、次年度での受講も可能としている
- 既にサポーターとして活動している人の受講も可能

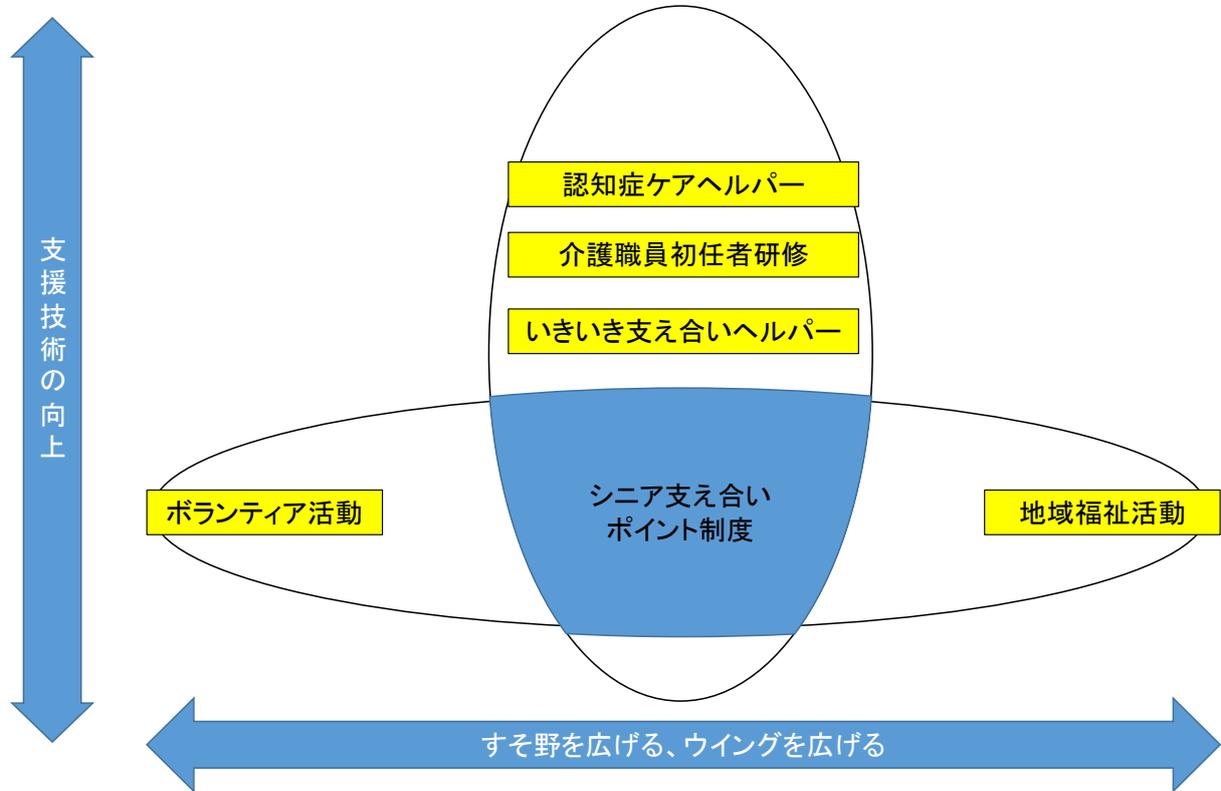
## 吉祥寺ホーム(吉祥寺ナーシングホーム)における活動ポイントの付与基準

活動時間	ポイント 合計/年	活動実績ポイント 評価基準	ポイント換算 図書カード	特別賞
月10回以上	120	120p以上	6000円	2000円
月8回(週2回)	96	80p～119p	6000円	
月6回	72	65p～79p	5000円	
月4回	48	45p～64p	3000円	
月3回	36	35p～44p	2000円	
月2回	24	20p～34p	1000円	
月1回	12	11p～19p	500円	
		～10p	300円	

- ①原則1活動を1ポイントとして換算(時間ではない)
- ②定期的な活動以外、外出の付き添いや行事での活動も加算
- ③ボランティア講座、サポーター講座の受講もポイント加算

(出典：第3回武蔵野市地域支え合いポイント制度(仮称)検討委員会資料より)

## 地域における支え合いのイメージ



## 研修プログラム（案）

	内容	担当
1	シニア支え合いポイント制度の導入の背景と理念 ポイント制度の概要について	市地域支援課
2	介護保険制度について 武蔵野市の高齢者福祉サービスについて	市高齢者支援課
3	高齢者への接し方（身体・心理）について 車いすの操作方法について	受入施設（団体）
4	市内での様々な市民活動及び窓口の紹介 活動先でのマナーについて 書類の記入・手帳の交付など	市民社協

## 関係団体との意見交換会 主な意見

### ■10月19日（月） 武蔵野市赤十字奉仕団

- ・ 65歳以上と限定せず、若者も対象に含める。
- ・ 災害時支援者の活動や社協の行事への参加者もポイント付与の対象活動として良いのではないかと。
- ・ 在宅介護ボランティアにポイントがつかないのは不公平ではないかと。
- ・ 現金ではなく地域に役立つもので還元すると良い。
- ・ 5,000円目当てで参加する人はいないのではないかと。

### ■10月21日（水） 地域福祉活動推進協議会（福祉の会）

- ・ 試行実施時から40歳以上（第2号被保険者）も対象とするべきである。
- ・ 施設外での活動もポイント付与の対象活動として良いのではないかと。
- ・ 本格実施では65歳以上と限定せず、広く呼びかけ、多くの参加を促す必要性がある。
- ・ ボランティアをしてくれていない人の取込が必要である。

### ■10月22日（木） コミュニティ研究連絡会

- ・ 介護保険を財源に行うのであれば、対象者は65歳以上に限定すべきである。
- ・ 地域に関わる人が高齢者ばかりになってしまうのではないかと。
- ・ 今までの活動との整合性が必要である。
- ・ ポイントの有無で活動を選択されてしまうのではないかと。
- ・ ポイントを貯めて、将来困った際に利用できないかと。

### ■10月29日（木） 福祉関連施設

- ・ 若者に活動してもらう方が高齢者も喜ぶと思うので対象に若者も含めると良い。
- ・ 男性が行いやすい活動を提供して男性を取り込むことが大切である。
- ・ 施設での活動に限定せず、地域行事への参加も対象活動に広げると良い。
- ・ 一度いずれかの施設で研修を受ければ、誰がどこで活動してもよい仕組みづくりが必要である。
- ・ 無償で活動している方や市外の方との整合性が課題である。

## ■市民意見交換会（12月6日（日）武蔵野スイングホール） 主な意見

参加者数：16名

### 【全般事項】

- ・「地域支え合い」という名称だが、内容を聞くと、施設をボランティアが支えるといった感じしかない。これを「地域」というのは違う気がする。
- ・平成28年度の予算規模はどのくらいか。

### 【対象活動】

- ・除雪作業など地域の様々な活動にもポイントを付与してほしい。
- ・ポイント付与対象が施設の活動だけでは市民にわかりにくい。見える化をお願いしたい。
- ・中間のまとめ6ページの拡大実施の部分、②市及び関係団体が行う高齢者対象の事業を支援する活動には、健康体操も含まれるのか。また、参加者なのか、運営側なのか。
- ・地域社協（福祉の会）の活動が対象となるが、どのようなものが対象となるのか。
- ・防災などの市のイベント参加者の大半が65歳以上であり、防災も対象活動に入れてほしい。
- ・ポイントの対象になる見極めはどのようにするのか。
- ・地域で活動している人にとっては施設での活動だけだとがっかりする。
- ・認知症サポーター講座を受講したので、オレンジリングを持っている。所持して街中を歩いていると、ちょっとした相談を受けることがある。これはポイントの対象とならないのか。

### 【還元方法】

- ・中間のまとめ8ページのポイントの移譲は認めない、とあるがあってもよいのではないか。  
（支援してくれた人に対してポイント保持者が自分のポイントを移譲する、など）

### 【普及・啓発】

- ・普及という観点で、例えば民間の商店街等から手を挙げてもらうなどして協力を仰ぐのはどうか。

### 【その他】

- ・防災に関わるボランティアについて、他自治体での状況はどのようになっているか。

## パブリックコメントの検討委員会取扱方針

(応募：9名39件)

	項目	意見	検討委員会取扱方針															
1	制度の基本的理念 (還元方法)	<p>ボランティアポイント制度に関する各団体との意見交換等においても「お金をもらうことを目的にボランティアをやる人は少ない」、「ポイントが貯まっていくこと自体がやりがいにつながる」といった趣旨の意見が多く寄せられていることからわかるように、武蔵野市においては現金や金券での還元はボランティア参加へのインセンティブになりにくい。武蔵野市民の傾向を踏まえると、ステータスの向上を実感できる制度の方が効果的と考えられる。また、現金還元を行った場合、これまで無償でボランティアに従事した市民と、ボランティアによってお金をもらう市民の間に溝が生まれるといった負の影響が出る恐れが少なからずある。</p> <p>【修正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・累積ポイントによりステージがステップアップしていく仕組みを導入することで、ボランティア活動へのさらなる意欲を引き出す。(ステージ毎のカードの発行し、次のステージへの残ポイントが分かるようにする等)</li> <li>・ポイントを現金としてボランティア参加者に還元するのではなく、福祉にかかわる事業を行う団体等への寄付にする。</li> <li>・ステップアップする毎に寄付額への換算率をアップさせる。</li> <li>・家族、友人等を紹介し、その人が活動に参加した場合にはポイントを付与する。</li> <li>・市から協力依頼をしている活動(災害時要援護者対策等)についてもポイントの対象にする。</li> </ul> <p>&lt;ステップアップのイメージ&gt;</p> <table border="1" data-bbox="502 1727 999 1975"> <thead> <tr> <th>ステージ</th> <th>累計ポイント</th> <th>寄付額換算アップ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラチナ</td> <td>3,001～</td> <td>15%増</td> </tr> <tr> <td>ゴールド</td> <td>2,001～3,000</td> <td>10%増</td> </tr> <tr> <td>シルバー</td> <td>1,001～2,000</td> <td>5%増</td> </tr> <tr> <td>ブロンズ</td> <td>0～1,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ステージ	累計ポイント	寄付額換算アップ率	プラチナ	3,001～	15%増	ゴールド	2,001～3,000	10%増	シルバー	1,001～2,000	5%増	ブロンズ	0～1,000		<p>ステータスの向上も活動のインセンティブがはたらくきっかけの1つになると思われることから、市へご意見を伝えました。</p>
ステージ	累計ポイント	寄付額換算アップ率																
プラチナ	3,001～	15%増																
ゴールド	2,001～3,000	10%増																
シルバー	1,001～2,000	5%増																
ブロンズ	0～1,000																	

2	制度の基本的理念	今現在周りを見ても元気な高齢者の方々がたくさんいるのでそういう方々の力をボランティアにということは大変良いと思う。ポイントをつけるということについては活動される方の励みになると思う。	高齢者が活動しやすい制度となるように市に制度設計をするよう提言いたします。
3	制度の基本的理念	時間的余裕のない子育て世代でも親世代を紹介することは可能なので、ボランティア活動を親世代に勧めることで若い人もポイントをもらえるようにするのはどうか。また、学校などに協力してもらい、高齢者が世代間交流のボランティアをした場合、ポイントを重点的に付与するのはどうか。	市へご意見を伝えました。
4	制度の基本的理念	「高齢者」地域支え合いポイント制度より「世代間」地域支え合いポイント制度の方が魅力的であり、在宅高齢者のゴミ出しの手伝いなどにも細かくポイントを付与すれば中高生も参加しやすいのではないか。	市へご意見を伝えました。
5	制度の基本的理念	まちぐるみの支え合いの仕組みづくりには、在宅生活における生活支援サービスや介護予防への取り組みに、多くの市民の参加を促すことが欠かせません。ところが、施設でのボランティアを活動のきっかけとするとしても、その力を在宅生活での支え合いに移行する仕組みができなければ、逆に在宅生活で活かされるはずのマンパワーを施設に集めてしまうことになりかねない。同じ武蔵野市の中で、一方で在宅生活の支え手を増やそうと取り組みながら、一方でその支え手を施設に向けてしまう矛盾を解消するために、「地域福祉活動推進協議会が行う地域でのボランティア活動」や「市及び関係団体が行う高齢者対象の事業を支援する活動」が具体的な地域の支え合いの活動として位置づけられ、初期から機能することが必要だと感じる。管理を効率的に行うために施設での活動を中心に始めることは理解できるが、容易にできることが想像できるため、試行期間において、在宅生活でのポイント管理を行える方法を、数か所でも具体的なチャレンジとして同時に始めなければ、何年たっても出来ないどころか、在宅の支え手がいなくなるのが心配される。そのためのモデル事業を計画に入れていただきたい。	「地域福祉活動推進協議会が行う地域でのボランティア活動」や「市及び関係団体が行う高齢者対象の事業を支援する活動」も活動範囲に含まれており、施設に限定せず、マンパワーが偏ることなくバランスよくできると考えております。ポイントの還元が増え、結果的に介護保険料の高騰につながってしまわないように、試行実施し、検討を進めていく中で、地域の担い手づくりも進めていくべきと考えます。

6	制度の基本 理念・対象 者	法律が変わるか、一般財源からの予算が認められない限り、「その他の年齢」が対象となることは実現しないのか。本来は65歳になったから地域デビューを始めるといよりも、子育てが一段落した40代半ばから50代前半が最も地域活動に参加しやすく、参加してほしい世代である。この世代に支え合いポイントによるインセンティブを得られないとすれば、「生活支援サービスや介護予防の事業化による収入のある仕組みづくり」あるいは「支え合いの心を育てる仕組みづくり(福祉教育)」を並行して実施する計画が必要ではないか。高齢世代のみの支え合いの仕組みでは、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」になりえない。各世代(子どもから高齢者まで)別の計画を合わせて触れていただけないか。	本事業は介護保険を財源として行うため、対象年齢は65歳以上としております。いきいき支え合いヘルパー事業には子育てが済んだ世代が参加しているようです。本制度の実施により、全ての地域福祉活動及びボランティア活動などの人的充足が図られるものではなく、むしろ、そのような活動へ参加するきっかけ作りや本市における福祉人材のすそ野を広げることが制度の主旨であると考えています。
7	制度設計	ボランティアポイント制度を開始したが利用実績が極めて少ないという自治体が多い中で、先行自治体と同様の制度設計をしても同様の状況に陥る可能性が非常に高い。	制度の本格実施に向け、実施状況の検証や課題の整理が重要だと考えます。
8	制度設計	住民に広く周知し、認知できるような制度にして欲しい。	市民に対する周知方法を工夫するように市へご意見を伝えました。
9	制度設計	高齢者が社会参加し活躍できるインセンティブが働く仕組みを検討するとあるが、これまで全く地域の活動に参加していない高齢者が社会参加するようなインセンティブが働く仕組みについては、これまでの委員会では検討されていない。	第3回の検討委員会で検討したとおり、ポイントの付与がインセンティブの1つになるとしております。
10	制度設計・ 還元方法	既に色々な地域活動をしている高齢者がポイント制度をたくさん利用しても介護予防としては効果がないのではないかと。全く地域活動をしたことがない高齢者が参加したくなるインセンティブが働く仕組みが5,000円という現金なのか。	中間のまとめ4ページGDSスコアにある通り、ボランティア活動をすることでより精神的健康がよくなるという結果が出ています。ポイントの付与が今まで様々な活動をしてきていなかった人が活動するきっかけの1つになり、介護予防につながると考えます。

11	地域・その他の活動とのつながり	ボランティア活動を通じて、その他の活動(イベントやお祭りetc)の情報も得られると楽しみが増える。本制度を通じて、地域で交流ができやすくなる仕組みがあったら良いと思う。	横のつながりが増えることで、積極的に地域活動に参加するようになることは目的の一つである健康寿命の延伸につながりますので、地域の団体と協力しながらそういった情報も提供していけると良いと考えます。
12	地域・その他の活動とのつながり	「地域支え合いポイント制度(仮)」の名称に引かれたが、間もなく失望した。カ点がポイント制度、しかもその出発が施設でのボランティアに対象が限定されることがわかった。施設でのボランティアの大切さを否定するわけではない。「地域での支え合い」や「地域包括ケアシステム」の推進にリンクすることが大切だと思う。	施設での活動に加え、地域福祉活動推進協議会が行う地域でのボランティア活動も対象の活動になっております。
13	地域・その他の活動とのつながり、その他	武蔵野市で「地域包括ケアシステム」の具体化、基盤づくりに取り組んでいただきたいと思う。今では全国的に珍しいコミュニティ構想で進められてきた地域である。それ故にこういう事態への対応はマイナスもあり、難しいところであると思うが、今までの市民参加による意見交換、合意形成の歴史をみるなら、行政、市民・関係機関その他が、互いに平らな関係で自由に話し合う場を設け、衆知を集めれば、並み以上の成果が期待できるのではないか。何事も基盤づくりが大切である。具体的に活動しながら基盤づくりにつながるような進め方、広く全市の合意をつくりながらの進め方がいいのではないか。老婆心ながら「急がば回れ」の格言を思い出していただきたいと思う。	市へご意見を伝えました。
14	地域・その他の活動とのつながり、制度の基本的理念	大切なことは、地域での医療・福祉・コミュニティを始め、日常生活につながる諸分野の連携、行政と専門家や関係諸機関・市民の連携であり、地域での支え合いである。とはいっても、具体的な連携や「地域での支え合い」を充実させるには難しく、時間もかかる終わりのない活動であるとともに、それをすすめる住民自身の力量を問われる活動である。この活動の励まし、大切にしながらサポートする行政や市民社協の「支える力・協働の力」も必要である。また、「地域包	市へご意見を伝えました。

		<p>「括ケアシステムの構築」を掲げて活動するとき、私たちが目指すのはどういうまち(地域)なのか、この具体的姿を関係者の間で話し合い、合意し、そこに到達するための具体的手順についても設計されているのが理想だと思う。</p>	
15	地域・その他の活動とのつながり	<p>市民社協に利用登録者への他の活動への参加周知などのフォローを期待したい。</p>	<p>市のみではなく、市民社協もさまざまな方法で活動を周知していくべきと考えます。</p>
16	既存の活動との整合性	<p>コミセン活動の中でのボランティアとの兼ね合いは？ということも出て来る意見に対していかがか。</p>	<p>今までボランティア活動を行っていた方の理解が得られ、制度の趣旨が浸透するような制度設計や広報をするよう市に提言いたします。</p>
17	全体的な取り組み	<p>ポイント制度では65歳以上にしかできなくても、市として地域の担い手不足に対する検討は必要。他の課や市全体として検討してほしい。</p>	<p>本制度の実施により、全ての地域福祉活動及びボランティア活動などの人的充足が図られるものではなく、むしろ、そのような活動へ参加するきっかけ作りや本市における福祉人材のすそ野を広げることが制度の主旨であると考えています。</p>
18	効果検証	<p>「ポイント制度推進協議会(仮称)」を設置して、とあるが、制度が始まってからも年1回は必ず報告会(検討委員会)を開催し、制度の在り方を見直す必要がある。</p> <p>特に参加者の傾向(初めて地域活動に参加した人が何割いるか？要介護認定出現率や主観的健康観等を分析し、事業の効果を検証する必要がある。</p>	<p>協議会においては情報の共有化を図るとともに実施状況の検証や課題を整理する役割が期待されています。</p>
19	効果検証	<p>武蔵野市地域支え合いポイント制度推進協議会で検討される主な検討項目として、ポイント付与対象者の年齢要件や対象活動の範囲、他の互助活動との連携などがあげられるとあるが、これらがあげられた理由についてもう少し具体的に記載していただけないか。「人材の施設への集中と在宅支援の空洞化」と「世代別の支え合いの心の醸成の仕組みづくり」の2つの課題については、言語化していただきたい。</p>	<p>報告書9頁にあるとおり、検討委員会の中で議論の対象となったため主な検討事項として挙げております。また本制度は地域活動に参加するきっかけづくりにすぎないため、この制度によって在宅支援がおろそかになることにはつながらないと考えています。</p>

20	実施体制	活動実態の確認やポイントの付与等の管理を効率的に行うため、施設内での活動に当面は限定するのは良いが、事務处理的な負担は、施設側のどの部署の職員が担うのか。	各施設で異なると思います。協力いただける施設と調整いたします。
21	実施体制	受け入れる施設のボランティアコーディネーターやボランティアセンターの負担が増えるのではないかと。	人の管理など行うべきことができた分、その部分の負担が増える可能性はありますので、試行実施までに受入施設と協議が必要と考えます。
22	実施体制	現状の施設介護サポーター、今後、この制度における「個人情報の取り扱い」はどのように厳格に管理されるのか。	武蔵野市個人情報保護条例に基づき管理することになると考えます。この制度に関する個人情報は、武蔵野市と団体とで協定を締結し厳格に管理することが必要です。
23	実施体制	トラブル等の対応窓口は地域支援課と市民社協どちらなのか。	施設で活動中に起きた場合は、まず施設と当事者とで解決を図っていただき、その後の対応は市民社協で行い、内容によって市が対応することになると考えます。
24	実施体制	市内の地域によって参加人数の差異が出た場合の整合性はどのように調整するのか。	ある施設に参加者が集中して調整が必要な場合は、市民社協と各施設との調整と考えておりますが、今後の課題といたします。
25	実施体制	参加スケジュールを立てれば便利と思う。	介護予防には継続的な参加が必要ではありますが、個人の自由度を広げ参加したいときに参加できるようにした方が良いのではないかと考えます。
26	実施体制	P8の被服等備品の予算は市の財源からの支出となるのか。	各施設の判断になり、それぞれで工夫をしていただきますが、市から事務手数料を補助することも提案いたします。
27	実施体制	被服をポイント活動者と必ず分けなければいけないのか。	活動状況を踏まえ必要に応じて名札・被服等を貸与していただき

			たいと考えます。
28	ポイント付 与基準	65歳以上に適用ということならば、せめて、関心を持っていただきたい「地域福祉活動」に目を向けていただけようカード発行の条件、あるいはカード発行時のおすすめとして、地域福祉活動参加協力分として3～5ポイントをつけてわたす。施設でのボランティア活動の他に、地域福祉推進活動に参加してほしい旨の市からのお願いをつける。などしていただけないか。これによって、本当に必要な地域での支え合いや災害時の備えなどの地域発信に気づいてもらえるのではないかとささやかな期待をしている。	手帳発行時に事業の説明が必要だと思いますが、ポイントについては施設の活動と平等に取り扱うことが良いと考えています。また、手帳の中に活動の例の1つとして盛り込むなどのご案内をする必要はあると考えます。
29	ポイント付 与基準	時間に関係なく、1活動1ポイントにするなど単純にすることで、在宅でも活用しやすくなる。	市へご意見を伝えました。
30	対象者	財源が介護保険制度の枠組みであれば、対象は65歳以上及び40歳以上の2号被保険者に限定されるべきではないか。	介護保険法により、介護予防事業の対象者は第1号被保険者に限る、と規定されていることと、第2号被保険者の介護保険料の滞納の有無を把握できないため、試行実施・拡大実施時の対象者は65歳以上としています。
31	対象者	中間のまとめにある「若い世代」の年齢層は10歳代、20歳代なのか。50歳代、60歳代でも若いと表現はできる。現状表現が曖昧に感じる。	「若い世代」には特定の年齢の他に、新しい方という2つの意味合いがあります。
32	対象者	ポイントをモチベーションにしたボランティアの質は保てるのか。	本制度は、ポイントを通じて地域活動に参加する「きっかけ」づくりのための制度であり、初めに実施する研修等を通じて活動への理解を深めていただき、受け入れ施設などでの活動を通じて質の向上が図れるのではないかと考えます。
33	活動範囲	地域支え合いポイントを新規の高齢者の社会参加だけでなく、既に地域活動を実施している高齢者がモチベーションを維持できるように支援することも必要ではないか。現在、色々な活動をしている人ばかりが地域	市へご意見を伝えました。

		の活動に参加して疲弊している。そういった活動にこそポイントを付与した方がいい。各課から事業を募集し、ポイント登録者にお知らせを送り参加してもらう方法はできないか。(帰宅困難者訓練、総合防災訓練など)	
34	活動範囲	活動の対象者や活動範囲が限定されていることによって、ポイントの有無で活動を選択されてしまうのではないか。	ポイントはあくまでも活動を始めるきっかけにすぎず、ポイントの有無だけで活動への参加を決定する要因にはならないと考えます。
35	活動範囲	地域活動やボランティア活動をしたことがない人が最初に活動するのが福祉施設というのは、ハードルが高いのではないか。福祉や地域活動に関心のない層が「福祉」や「施設」というキーワードでやってみたいとは思えない。	初めて活動する方にとっては、まったく知らない個人宅へ一人で行くよりも、集団で活動している施設へ行く方が活動しやすいと考えます。「福祉」、「施設」というだけではなく、具体的にどのような活動をするのかを周知することで、ハードルを高く感じなくなると考えます。制度の本格実施時に個人宅へのボランティア活動も含めるかどうか検討すべきと考えます。
36	活動範囲	あんず苑が考えている地域支援サポーターが地域で活動したのに対してポイントをつける計画はできないか。支え合いポイントをきっかけに支え合い活動を始めてくれた方が、施設内だけでなく、地域でも活躍していただけるようになることを期待する。	施設として把握できている活動に対してはポイント付与の対象と考えております。
37	活動範囲	高齢者施設の業務の中には介護職員でなくても行えるものがあるとのことだが、具体的に明示して頂きたい。(趣味活動であれば、その内容/話し相手であればどのような場面か)	車いす操作等の研修を受けたいで行える範囲内での活動や、散歩や傾聴、施設内の掃除、洗濯、草むしりやイベントの手伝いなどを想定しておりますが、今後施設等と協議していくべきと考えます。

38	還元方法	貯めたポイントを地域で使える「サービス券」のようなものにしても面白いのではないか。	市へご意見を伝えました。
39	周知方法	ポイントの管理方法の面で福祉施設に限定するのは仕方ないが、広報では具体的な活動内容を全面に出した方が良い。（「庭木の手入れ」「夏祭りの自転車整理」など）	各施設で具体的に対象となる活動を判断できるよう、判断基準の手引きを市が作成する予定です。

## 武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会設置要綱

### （設置）

第1条 武蔵野市地域支え合いポイント（仮称）制度（以下「制度」という。）について検討するため、武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所管事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 制度の対象者に関する事項
- (2) 制度の対象となる活動に関する事項
- (3) 制度の仕組みに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、制度について市長が必要と認める事項

### （組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 武蔵野市地域福祉活動推進協議会に属する者
- (3) 武蔵野市赤十字奉仕団に属する者
- (4) 武蔵野市コミュニティ研究連絡会に属する者
- (5) 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会に属する者
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護保険施設を運営する法人に属する者
- (7) 武蔵野市施設介護サポーター事業実施要綱（平成25年4月1日施行）第3条第2項に規定する受託者に属する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

### （委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が委員の中からこれを指名する。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成28年3月31日までとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、健康福祉部地域支援課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

## 武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会委員名簿

◎ 委員長      ○ 副委員長

No.	選出区分	氏名	所属等
1	学識経験者	わたなべ だいすけ ◎渡邊 大輔	成蹊大学文学部現代社会学科 専任講師
2	武蔵野市地域福祉活動推進協議会	やぎ じゅんこ 八木 詢子	代表者連絡会 会長
3	武蔵野市赤十字奉仕団	すくも けいこ ○栖雲 勅子	委員長
4	武蔵野市コミュニティ研究連絡会	こもち ともこ 小餅 友子	会長
5	武蔵野市施設介護サポーター事業 を実施する法人	あまの くみ こ 天野久美子	一般財団法人天誠会 理事長
6	介護保険施設を運営する法人	しのみや たえこ 篠宮 妙子	社会福祉法人至誠学舎東京
7	（社福）武蔵野市民社会福祉協議会	みつとう かずひろ 三藤 和寛	ボランティアセンター武蔵野

## 武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会の経過

日時	会議名・内容等
平成 27 年 7 月 30 日	<b>第 1 回 武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会 開催</b> 議事 1 当委員会の公開及び運営について 2 当委員会のスケジュールについて 3 地域支え合いポイント制度（仮称）の概要と目的について 4 ヨコハマいきいきポイント（横浜市介護支援ボランティアポイント事業）に関する研究成果の発表 5 施設介護サポーター制度の実践報告 6 先行自治体の視察報告 7 <b>【協議事項】</b> ① ポイント付与の対象者 ② ポイント付与の対象となる活動の範囲について
10 月 9 日	<b>第 2 回 武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会 開催</b> 議事 1 ポイント付与の対象者・活動範囲の基準について 2 ポイント付与基準・対価の設定について 3 委員会報告書の目次案
10 月 19 日	武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）意見交換会（武蔵野市赤十字奉仕団）
10 月 21 日	武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）意見交換会（地域福祉活動推進協会）
10 月 22 日	武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）についての意見聴取（コミュニティ研究連絡会）
10 月 29 日	武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）意見交換会（市内高齢者施設）
11 月 12 日	<b>第 3 回 武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会 開催</b> 1 関係団体との意見交換会について 2 制度の目的を踏まえた名称の変更について 3 制度の運用について 4 中間のまとめについて
12 月 1 日 ～21 日	パブリックコメント実施
12 月 6 日	武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会中間のまとめ意見交換会
平成 28 年 1 月 28 日	<b>第 4 回 武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会 開催</b> 1 検討委員会報告書（案）について



# **武蔵野市地域支え合いポイント制度(仮称)**

## **検討委員会報告書**

発行：平成 28 年（2016 年）2 月

発行者：武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会